

消毒基準等の案について

＜法第二十四条の二第三項に基づく消毒基準＞（通関前の輸入品、土地、施設等が対象）

（消毒の基準）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二十九条の六第一項（※令和四年外来生物法改正に伴う改正後の施行規則番号による。以下同じ。）に基づき定める法第二十四条の二第三項の規定による消毒又は廃棄の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 輸入品等において、要緊急対処特定外来生物を除くあり科に属する特定外来生物（以下「あり科特定外来生物」という。）を発見した場合にあってはその荷口の全部を消毒すること
- 二 前号の場合においてあり科特定外来生物が僅少であるときその他あり科特定外来生物による被害の防止のための取締上支障がないと認めたときにあっては当該荷口の一部を消毒すること
- 三 輸入品等の所在する土地において、あり科特定外来生物を発見した場合にあっては当該土地及び当該土地の周辺を消毒すること
- 四 輸入品等の所在する施設において、あり科特定外来生物を発見した場合にあっては当該施設を消毒すること

（消毒の方法の基準）

第二条 前条の規定による消毒は、次に掲げる方法で行うものとする。ただし、特定外来生物被害防止取締官が事態に応じ特に必要があると認めて別段の指示をした場合は、当該指示に従って消毒を行うものとする。

- 一 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の対象となる輸入品等においては、植物防疫法第九条第一項にもとづく消毒に係る基準（輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号。以下「規程」という。）別表第三の方法の欄の六から十までに定める基準又は植物防疫法、植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）及び規程に基づく検疫に係る要綱の別表で定める基準（臭化メチル、燐化アルミニウム又は青酸ガスを用いる方法

であるものに限る。))と同様の方法で行うものとする。

- 二 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の対象以外の輸入品等においては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、別表第一に定める方法、又は別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うものとする。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いて消毒が行われた場合においては、消毒が的確に実施されたことを特定外来生物被害防止取締官が確認するとともに、確認の結果、特定外来生物を取り除くために更なる消毒が必要と認めるときは、再度消毒を行うものとする。
 - 三 土地においては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるベイト剤を用いた方法で行うものとする。
 - 四 施設においては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うものとする。
- 2 前条の規定による消毒は、規程別表第四及び別表第五に基づき定められている基準に該当する構造を具備する倉庫又はサイロであって特定外来生物被害防止取締官が指定するものにおいて行うものとする。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いる場合についてはこの限りではない。
 - 3 前条の規定による消毒は、植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基づく検疫を行う際の危害防止対策に係る要綱で定める基準と同様の方法で行うものとする。

（廃棄の基準）

第三条 あり科特定外来生物を発見した場合であって、消毒により当該特定外来生物を取り除くことが困難である場合にあっては、当該特定外来生物の付着し、又は混入している輸入品等又は施設を廃棄すること。

（廃棄の方法の基準）

第四条 消毒の基準及び消毒の方法の基準に沿って消毒を行った上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従って廃棄すること。ただし、対象となる輸入品等又は施設について、適切な

逸出防止措置をとり、当該輸入品等又は施設が密閉された状態で直接焼却処理する場合については、消毒の基準及び消毒の方法の基準に沿った消毒をすることを要しない。

<法第二十四条の五第三項に基づく消毒基準>（通関前の輸入品及び通関後の物品、土地、施設等も対象）

（消毒の基準）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二十九条の六第二項において準用する同条第一項に基づき定める法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄の基準は、次に掲げるものとする

- 一 物品等において、あり科に属する要緊急対処特定外来生物（以下「あり科要緊急対処特定外来生物」という。）を発見した場合にあってはその荷口の全部を消毒すること
- 二 前号の場合においてあり科要緊急対処特定外来生物が僅少であるときその他取締上支障がないと認めたときにあっては当該荷口の全部又は一部を消毒すること
- 三 物品等の所在する土地において、あり科要緊急対処特定外来生物を発見した場合にあっては当該土地及び当該土地の周辺を消毒すること
- 四 物品等の所在する施設において、あり科要緊急対処特定外来生物を発見した場合にあっては当該施設を消毒すること

（消毒の方法の基準）

第二条 前条の規定による消毒は、次に掲げる方法で行うものとする。ただし、特定外来生物被害防止取締官が事態に応じ特に必要があると認めて別段の指示をした場合は、当該指示に従って消毒を行うものとする。

- 一 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の対象となる輸入品等においては、植物防疫法第九条第一項にもとづく消毒に係る基準（輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号。以下「規程」という。）別表第三の方法の欄の六から十までに定めるに基づき実施される基準又は植物防疫法、植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）及び規程に基づく検疫に係る要綱の別表で定める基準（臭化メチル、燐化アルミニウム又は青

酸ガスを用いる方法であるものに限る。))と同様の方法で行うものとする。

- 二 輸入の段階で植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の対象となる物品等であって、通関した後消毒の必要が生じたものにおいては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、植物防疫法第九条第一項にもとづく消毒に係る基準（輸入植物検疫規程（昭和二十五年農林省告示第二百六号。以下「規程」という。）別表第三の方法の欄の六から十までに定めるに基づき実施される基準又は植物防疫法、植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）及び規程に基づく検疫に係る要綱の別表で定める基準（臭化メチル、燐化アルミニウム又は青酸ガスを用いる方法であるものに限る。))と同様の方法、又は、別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うものとする。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いて消毒が行われた場合においては、消毒が的確に実施されたことを特定外来生物被害防止取締官が確認するとともに、確認の結果、要緊急対処特定外来生物を取り除くために更なる消毒が必要と認める場合には、再度消毒を行うものとする。
 - 三 植物防疫法の対象とならない物品等においては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき、別表第一に定める方法又は、別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うものとする。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いて消毒が行われた場合においては、消毒が的確に実施されたことを特定外来生物被害防止取締官が確認するとともに、確認の結果、要緊急対処特定外来生物を取り除くために更なる消毒が必要と認める場合には、再度消毒を行うものとする。
 - 四 土地においては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるベイト剤を用いた方法で行うものとする。
 - 五 施設においては、特定外来生物被害防止取締官の指示に基づき別表第二に定めるワンプッシュ式エアゾール剤を用いた方法で行うものとする。
- 2 前条の規定による消毒は、規程別表第四及び別表第五に基づき定められている基準に該当する構造を具備する倉庫又はサイロであって特定外来生物被害防止取締官が指定するものにおいて行うものとする。ただし、ワンプッシュ式エアゾール剤を用いる場合についてはその限りではない。
 - 3 前条の規定による消毒は、植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）に基づく検疫を行う際の危害防止対策に係

る要綱で定める基準と同様の方法で行うものとする。

(廃棄の基準)

第三条 あり科要緊急対処特定外来生物を発見した場合であって、消毒により当該要緊急対処特定外来生物を取り除くことが困難である場合にあっては、当該要緊急対処特定外来生物の付着し、又は混入している物品等又は施設を廃棄すること。

(廃棄の方法の基準)

第四条 消毒の基準及び消毒の方法の基準に沿って消毒を行った上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従って廃棄すること。ただし、対象となる物品等又は施設について、適切な逸出防止措置をとり、当該物品等又は施設が密閉された状態で直接焼却処理する場合については、消毒の基準及び消毒の方法の基準に沿った消毒をすることを要しない。

別表第一

1 臭化メチルによる消毒方法の基準（倉庫くん蒸）

（薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル）

くん蒸時間	攪拌装置の有無	温度及び倉庫の等級											
		10度未満				10度以上 20度未満				20度以上			
		特A	A	B	C	特A	A	B	C	特A	A	B	C
48時間	有	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	49	49	59	—	40	40	48	56	29	29	35	41
72時間	有	38	42	51	59	30	34	41	48	22	25	30	35
	無	49	49	59	—	40	40	48	56	29	29	35	41
24時間	有	53	56	—	—	42	45	50	54	31	33	37	40

2 臭化メチルによる消毒方法の基準（サイロくん蒸及びばら積倉庫くん蒸）（薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル）

くん蒸時間	循環装置の有無	温度及び倉庫又はサイロの等級											
		10度未満				10度以上 20度未満				20度以上			
		特A	A	B	C	特A	A	B	C	特A	A	B	C
48時間	有	39	42	49	59	31	34	40	48	23	25	29	35
	無	—	—	—	—	—	58	58	58	—	43	43	43
72時間	有	38	41	49	59	28	31	40	48	21	23	29	35
	無	—	—	—	—	—	58	58	58	—	43	43	43
24時間	有	54	59	—	—	44	48	55	—	32	35	40	49

3 臭化メチルによるはしけくん蒸

袋詰めされた物品等については、倉庫くん蒸（A級）に、ばら積みされた物品等については、サイロくん蒸（A級であって、循環装置を有するものに限る。）に準ずる。

[注] 1 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に物品等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の物品等の温度とする。

2 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。

3 月別の概略的温度区分は、次の各号の一に掲げる場合に適用することができるものとする。

- (1) 物品等の温度が測定できない場合
- (2) 異なる本船に積載されていた物品等が同一の倉庫又はサイロに収容されている場合
- (3) はしけくん蒸の場合

月別の概略的温度区分

地域 温度	北海道、沖縄を除く 地域	北海道	沖縄	摘要
10度未満	12月～3月	11月～4月	—	北海道における12月～3月の臭化メチルくん蒸は、15%増の薬量を用いる。
10度以上～20度未満	4月～5月、10月～11月	5月～6月、9月～10月	12月～3月	
20度以上	6月～9月	7月～8月	4月～11月	

- 4 物品等の温度が5度未満の場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条の規定により表示された使用量を限度とし、各表「10度未満」の欄に掲げる薬量の15%増の薬量を用いるものとする。
- 5 当該基準は当該物品の輸出入に際して行う検疫においてのみ用いるものとする。

4 臭化メチルによる消毒方法の基準（短時間くん蒸）

（薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル）

種類	薬量	時間	倉庫の等級	適要
倉庫（海上コンテナを含む）くん蒸	48.5	3時間	特A及びA（海上コンテナについては「海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第12により指定を受けたコンテナー又は同要領別表2（注）の1の（2）の圧力降下法により同表の基準を満たした密閉形コンテナーに限る。）	<p>（1）コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。</p> <p>（2）ガス濃度を40分以内に均一にできる攪拌機を使用すること。</p> <p>（3）くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。</p> <p>（4）当該基準は当該物品の輸出入に際して行う検疫においてのみ用いること。</p>

5 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(燐化水素としての薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

種類	薬量	等級	温度及びくん蒸時間			
			10度以上 15度未満	15度以上 20度未満	20度以上 25度未満	25度以上
倉庫くん蒸 サイロくん蒸	2	特 A	30日間	20日間	—	—
ばら積倉庫くん蒸 無循環サイロくん蒸		特 A 及び A	—	—	9日間	6日間
倉庫くん蒸 (かくはん装置(可搬式を含む)のある倉庫に限る。)	2	特 A	24日間	16日間	—	—
サイロくん蒸 (循環装置のあるサイロに限る。)		特 A 及び A	—	—	7日間	5日間
ばら積倉庫くん蒸						

6 燐化アルミニウムによるはしけくん蒸

袋詰めされた物品等については倉庫くん蒸(A級)に、ばら積みされた物品等についてはサイロくん蒸に準ずる。

- [注] 1 10度未満の場合は使用しないこと。
2 投薬方法は、庫外投薬機により投薬すること。

- 3 各表における温度は、原則として、倉庫又はサイロ内に物品等を搬入した後の消毒当日又は消毒前日の物品等の温度とする。
- 4 かくはん装置及び循環装置は、投薬終了後2時間以内にくん蒸ガスを均一化することができる能力のあるものを用いるものとする。
- 5 月別の概略的温度区分を適用する場合は、薬剤混入法による消毒で穀類等の温度測定ができない場合に限り適用することができるものとする。

月別の概略的温度区分

温度	地域	北海道、沖縄を除く地域	北海道	沖縄	摘要
5度以上～7度未満		12月～2月	11月	—	北海道における12月～3月の燐化アルミニウムくん蒸は、くん蒸中、5度以上の穀温が確保されると認められる場合は、左記の概略的温度区分にかかわらず11月の温度区分により実施できるものとする。
7度以上～10度未満		3月	4月	—	
10度以上～15度未満		4月・11月	5月・10月	—	
15度以上～20度未満		5月・10月	6月・9月	12月～3月	
20度以上		6月～9月	7月～8月	4月～11月	

7 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量の単位：グラム／内容積1立方メートル)

方法	倉庫の等級	実施方針の基準			摘要
		薬量又は濃度	処理時間	温度	
青酸ガス倉庫くん蒸	特 A 又は A 級	倉庫 1 立方メートルにつき液体青酸 1.8 グラム	30 分	10 度 - 20 度	植物の表面に水分のある場合及び葉を有する植物に対しては薬害について注意すること。

別表第二

種類	方法	備考
ワンプッシュ式エアゾール剤（ボタンを押すことにより一度に内容量の定量(0.1～3ml程度)の少量）を噴射させるエアゾール剤)	内容積1立方メートルあたりトランスフルトリンを■■■mg及びプラレトリンを■■■mg又はトランスフルトリンを■■■mgシフルトリンを■■■mg以上噴霧する。 コンテナと天幕の間にも同様噴霧する。	床面から150cm以上の高さで左右均等に噴射を行う。 噴射の際には内容物が壁面や荷物等に当たらないように留意する。 コンテナ外部はコンテナ天幕くん蒸と同様に被覆用天幕（厚さ0.15mm以上のビニール天幕又はこれと同等以上のもの）によりコンテナが密封されるようにする。
ベイト剤（IGR剤）	発見地点を中心に周辺0.5haについて製剤量で1回あたり1.68kg/ha以上散布する。	有効成分量はピリプロキシフェン0.5%以上含有すること。 週1回程度の頻度でベイト剤交換を継続し、1ヶ月間確認されなくなるまで継続する。原則として、薬剤の散布は降雨のないときに実施すること。
ベイト剤（フィプロニル製剤）	発見地点を中心に周辺0.5haについて製剤量で1回あたり0.4kg/ha以上となるように散布する。	有効成分量はフィプロニル0.005%以上含有すること。 週1回程度の頻度でベイト剤交換を継続し、1ヶ月間確認されなくなるまで継続する。原則として、薬剤の散布は降雨のないときに実施すること。